

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

平成30年度 長崎県強度行動障害支援者養成研修〔基礎研修〕 実施案内

1. 目的

行動障害を有する方のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」を有する方は、自傷、他傷行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では、事業所での受け入れが消極的であることも多く、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されています。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることが知られています。

このため、強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を実施します。

2. 実施主体

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

3. 研修日程及び会場

	日 時	会 場
【3回目】	平成31年1月16日（水）・17日（木） 〔2日間〕	アルカディア大村 長崎県大村市雄ヶ原町 1298-29

4. 研修カリキュラム

別紙のとおり

5. 受講定員及び対象者

定員：【3回目】120名程度

障害福祉サービス事業所において、行動障害を有する方の支援に携わっている方、あるいは今後携わる可能性のある方。

特に、行動障害を有する方に対応する事業所のサービス管理責任者及びサービス管理責任者養成研修を受講しようとする方。

6. 受講お申込み方法

長崎県知的障がい者福祉協会ホームページ掲載の研修受講申込書に、必要事項を記入・押印のうえ、下記申込先あて郵送してください。申込期日を過ぎたもの、FAXによる申込みについては受付いたしません。

【お申込み・ご郵送期限】

平成30年12月7日（金）18：00必着

※受講申込数が定員に達した場合は、締切前でも募集を終了する場合がございますので、お早めにお申し込みください。

【提出書類郵送先】

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号
（長崎県総合福祉センター社協棟2F）
一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 宛

7. 受講者の決定・通知

各法人の代表者若しくは各所属長（個人でお申込みの方は個人）あてに受講決定通知書を送付いたします。（平成30年12月14日郵送予定）

募集定員を超えた場合、長崎県と協議の上受講者を決定いたします。

8. 受講料

受講料	10,000円
テキスト代（別途）	1,200円
合計	11,200円

受講決定通知書へ記載されております指定の期日までに、指定の口座へ受講料をお振込み

みてください。

研修会場までの受講者の旅費及び滞在費につきましては、受講者各自にてご負担いただきますようお願いいたします。

なお、お振込み後の受講者都合によるキャンセルの場合、受講料の返金は致しませんのでご了承ください。悪天候や主催者側の都合により開催できない場合については、当協会の規定により返金することもございます。

9. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえで、受講管理、修了証書（受講証明書）の発行、討議用小グループ編成にのみ使用することとします。

ただし、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し、討議用に編成した小グループを周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布すること、及び、研修終了後、各市町村に修了者氏名及び所属事業所等について情報提供することとしておりますので、その旨ご了承ください。

10. 修了証書の交付

本研修を受講した方には、修了証書を交付します。

ただし、定められた全科目を受講することを修了の条件とします。

遅刻又は早退等により、講義および演習の内容が十分に習得されていないと認められる者、もしくは、私語・居眠りなど受講態度が著しく不良の者は欠席とみなし、修了証書等は交付しません。また、虚偽の内容により申込みをしたと判断された場合は、修了証書等の発行後であっても、修了の取消等の措置をとることといたします。

11. その他

- 本研修を受講された方のみ、実践研修を受講できます。（本年度以前に基礎研修を受講されている方も、実践研修は受講できます）
- 本研修を修了した方は、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程を修了したものとみなされます。

12. 問い合わせ先

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号（長崎県総合福祉センター内）

（一社）長崎県知的障がい者福祉協会 事務局

<TEL> 095-842-7007

<FAX> 095-842-7008

<Mail> na-fukushi@vivid.ocn.ne.jp

